

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

京都市規則第48号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表京都の食文化継承・普及プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム	ごみ屋敷等の対策に係る調査,研究及び企画に関する事務
--------------------	----------------------------

第1条第2項の表子ども・子育て支援新制度検討プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

ペット霊園対策検討プロジェクトチーム	ペット霊園等の対策に係る調査,研究及び企画に関する事務
--------------------	-----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)